

福 介 護 第 1 6 0 2 号
2024 年（令和 6 年）1 月 17 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
（保健福祉局長寿社会応援部介護保険課）

頻回の生活援助を位置付けるケアプラン等の届出について

平素から、本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、見出しのことについては、2018 年（平成 30 年）10 月から、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を居宅サービス計画に位置付ける場合にあつては、当該居宅サービス計画等を市に届け出なければならないこととされています。

また、2021 年（令和 3 年）10 月から、居宅サービス計画の区分支給限度基準額の利用割合が一定割合以上で、かつ、その利用サービスの一定割合以上が訪問介護である場合及び高齢者向け住まい等に関連する居宅介護支援事業所において作成した居宅サービス計画の区分支給限度基準額等の利用割合が一定割合以上となった場合は、市町村が求めた場合において、当該居宅サービス計画等を市に届け出なければならないこととされています。

このことについては、2021 年（令和 3 年）9 月に通知をしたところですが、事務処理の簡素化及び届出の利便性向上のため、「頻回の生活援助を位置付けるケアプラン等の届出要項」を一部修正しましたのでお知らせします。本市においては、当該届出要項に沿って届出てください。

主な修正箇所

別紙「頻回の生活援助を位置付けるケアプラン等の届出要項」中、

- ・【3. 届出する書類】において、届出書類に「(様式第 1 号) 頻回の生活援助の利用に関する理由書」を追加
- ・【4. 届出先・方法】において、届出方法に「電子申請」を追加
- ・【6. ケアプラン点検結果】①において、「介護保険課窓口の窓口にて結果を伝達」から「原則、窓口又は電話等にて結果を伝達」に修正

(問合せ先)

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号
介護保険課 事業者指導担当 TEL:084-928-1232

▼電子申請はこちらから

